

## 平成27年度の国民年金保険料は月額15,590円です

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成27年度は前年度より340円引き上げられた月額15,590円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の上旬に送られてくる一年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。なお、保険料は二年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

### 有利な前納割引制度

#### ◎現金払いの前納

現金による保険料の前納は、1年度分、6ヶ月分、任意の月分から年度末までの分を前納することになります。平成27年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、 $15,590円 \times 12月 = 187,080円$ になりますが、これを現金払いで1年度分前納すると3,320円の割引となり、 $187,080円 - 3,320円 = 183,760円$ となります。

また、6ヶ月分の保険料を現金払いで前納すると760円の割引となり、1年度分の保険料を現金払いで6ヶ月分ずつ前納すると、 $187,080円 - 760円 \times 2 = 185,560円$ となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、4月末日までとなっています。

#### ◎口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、2年・1年・半年を単位として行うものがあります。

口座振替で2年度分の保険料（ $(15,590円 \times 12月) + (16,260円 \times 12月) = 382,200円$ ）を前納すると2年間で、15,360円の割引となり、 $382,200円 - 15,360円 = 366,840円$ となります。1年度分の保険料（ $15,590円 \times 12月 = 187,080円$ ）を前納すると年間で3,920円の割引となり、 $187,080円 - 3,920円 = 183,160円$ となります。また、6ヶ月分の保険料を口座振替で前納した場合の年間割引額は、 $1,060円 \times 2 = 2,120円$ の割引となり、 $187,080円 - 2,120円 = 184,960円$ となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち2年前納、1年前納および4月～9月分の6ヶ月前納の申込みの締切日は、2月末日までとなっています。（本年度分の受付は終了しております）

#### ◎口座振替の早割

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引落としとなりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より1か月早く口座振替され、毎月の保険料が当月中に引落としされます。

口座振替の早割では、年間で600円、月額で50円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

#### ◎前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過するごとに、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることとなります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第一号被保険者が第二号被保険者または第三号被保険者になった場合には、その未経過分の期間の前納された保険料は還付されません。

詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または町民課保健福祉グループ（電話5-1115内線159、告知端末機5-8815）にお問い合わせください。